

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和元年 12月9日 (月) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員 (13名)

農業委員

5番 鷹巢 礼子 (会長)

2番 藤 勝徳 (副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員 (1名)

11番 城戸 一寿 農業委員

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用
集積計画について

報告第1号 農地法第5条による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年12月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、11番 城戸 一寿 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>3番：藤 好信 委員</p> <p>4番：岡部 秀美 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、</p> <p>議案第1号、議案第2号を審議し、報告第1号、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明しま</p>

	<p>す。今回の申請件数は1件となっております。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>令和元年11月21日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p>【議案第1号 審議番号1の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は1220㎡となっております。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超過しており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の藤委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>2 番 (藤 委員)</p>	<p>事務局説明通りです。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第1号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p>

	<p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>議案第 2 号については、松田 護委員が理事を務めておられ、申請人となります。</p> <p>これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第 2 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定） 2 件となります。</p> <p>議案書は 4 ページをご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、令和元年 1 1 月 2 5 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新 2 件、合計面積 2,955 m² (0.3ha) で</p>

す。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画 (利用権設定) について 採決】

ありがとうございました。

それでは、議案第 2 号の審議番号 1、2 について審議、採決いたしますので松田 護委員は退室をお願いします

【松田 護 委員 退室】

議案第 2 号について何かご意見、ご質問はありませんか。

	<p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 2 号の審議番号 1、2 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>松田 護 委員は入室してください。</p> <p>【松田 護 委員 入室】</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>令和元年 11 月 27 日に受理したものです。</p> <p>【議案書 朗読】</p> <p>報告第 1 号について、申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。開発の許可申請は不要となりますが、都市整備課との打ち合わせはなされていることは確認しております。</p>

	<p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <p>・研修大会について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和元年12月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>